

前橋市公立大学法人評価委員会条例の改正について（議案第40号）

行政管理課

1 改正の理由

- (1) 地方独立行政法人法の改正により、公立大学法人における各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の実施が不要とされたことを踏まえ、委員の任期を見直す。
- (2) 市の組織機構の見直しによる事務の移管に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 委員の任期は、4年（現行2年）とする。
- (2) 委員会の庶務は、未来創造部政策推進課（現行総務部行政管理課）が行う。

3 施行期日

- 2の(1) 令和8年4月1日
- 2の(2) 令和7年4月1日